

大阪 あーかいぶず

・あーかいぶずとは英語で公文書館・公文書という意味です。

平成十三年四月
第二十八号
大阪府公文書館発行

百年前の大阪府の行政

— 教育と衛生を中心に —

高倉史人

● はじめに

今から約百年前の明治三二年（一八九九）七月一日、大阪府に「府県制改正」（法律第六四号）が施行された。これは、慶応四年（一八六八）一月の大阪鎮台設置以後、多くの変遷を経てきた大阪府を法制上位置づけた制度である。

これによって大阪府は法人格を持ち、公共事務及び法律命令などにより府県に属する事務を処理できる地方公共団体として出発した。

また、大阪府の行政組織の基礎が固まったのもほぼこの時期で、菊池侃二知事の下で、教育、衛生、土木、農商工などの行政がおこなれた。

ところで、当公文書館では、当時の史料として、「知事交替事務引継書」（大阪府、明治三一年）、「秘書綴」（大阪府、明治三四年）、「大阪府会議事録」、「大阪府統計書」などを所蔵している。

本稿ではこれらの史料を基にして、まず明治三二年ごろの大阪府の行政組織とその長である菊池知事について述べ、次に、菊池知事の下でおこなわれた行政の中で、重点が置かれていた教育と衛生について述べてみたい。

● 行政組織

明治三二年当時の大阪府の行政組織は、二六年（一八九三）一〇月三十一日の「地方官官制改正」（勅令第一六二号）、三二年六月一五日の「地方官官制中改正追加」（勅令第二五三号）などに基つき形成されていた。

それによると、府県は知事官房、内務部、警察部、監獄署、郡区役所等から構成されていた。なかでも内務部には第一課から第五課が置かれて事務を分掌するとなっていたが、知事は事務の状況によって内務大臣の許可を得て課を増やすことができた。そのため、大阪府では、表

明治32年当時の大阪府の行政組織

目次

百年前の大阪府の行政……………	1
— 教育と衛生を中心に —	
大阪府公文書館十五年の歩み……………	5
企画展と歴史資料教室をふりかえって……………	8

のように第一課から第六課まで置かれ、広範囲に渡って事務を分掌していた。

また、この組織を代表し統轄するのが知事で

・ 知事官房—秘書係、往復係、外務係
・ 内務部

— 第一課—議事係、地方係、庶務係
— 第二課—土木係、地理係
— 第三課—学事係、視学係
— 第四課—農務係、商工係、度量衡係
— 第五課—国費係、地方費係、調度係
— 第六課—兵事係、統計係

・ 警察部

— 警務課、高等警察課、保安課、衛生課、巡查教習所、各警察署

・ 監獄署

— 第一—第四課、医務所、教務所、看守教習所、堺支署

・ 郡区役所

— 三島、豊能、泉南、泉北、南河内、中河内、北河内、東成、西成郡
— 東、西、南、北区

あるが、知事は現在のよ様な住民の選挙によって選ばれるのではなく、国の任命する官吏であり、内務大臣の指揮監督下に置かれていた。そのため、知事にはいわゆる内務官僚の就任が多かった。しかし、明治三二年当時の菊池侃二知事は内務官僚でなく、弁護士出身の都市「名望」家で、後述するように大阪の代弁者的存在であった。

それでは次に菊池知事について述べてみよう。

●菊池侃二知事について

菊池侃二知事は、嘉永三年（一八五〇）九月二四日に加賀で生まれ、維新後京都や東京に出て政治及び法律を研究し、弁護士試験に合格して大阪市東区北浜に事務所を設けた。

明治二〇年代には、大阪府会議員、衆議院議員などを務め、明治三二年（一八九八）七月一六日から三五年（一九〇二）二月八日まで大阪府知事を務めた。知事退職後は再び弁護士を開業し、一方衆議院議員にも再び当選し、関西政界及び弁護士界の重鎮として活躍したが、昭和七年（一九三二）十一月二五日、八三歳で亡くなった。

このような経歴において、菊池知事が大阪の代弁者的存在を示すエピソードとして次のことがある。

菊池知事が最初に衆議院議員になったのは、

明治三二年（一八九〇）七月一日の第一回衆議院選挙で、第五選挙区（北摂地方）から選出された時であった。そして、同年十一月二五日に招集された第一回帝国議会に臨んだ。

当時は、二三年四月二七日に制定されていた商法の施行をめぐる施行賛成派と施行反対派とで論争が繰り広げられていた。すなわち、賛成派は、政府と、大阪、神戸及び長崎の商法会議所（現商工会議所）等の経済界の一部で、商法施行による商業活動の法的保障や安全性確保



菊池 侃二知事

等を強く求めていた。一方、反対派は、元老院と、東京商工会（現東京商工会議所）を中心とした経済界の大半で、商法は我国の慣習を無視した新规定が多く、日本の国情に合わないことを主張していた。

この両派の論争が第一回帝国議会に持ち込まれ、反対派の永井松右衛門（東京米穀倉庫会社社長）の提出した「商法及商法施行条例期限法

律案」（商法施行日を明治二四年一月一日から二六年一月一日まで延期することを求めた案）の審議において、論争が展開されたのである。

この時、菊池議員（知事）は賛成派の立場で次のような発言を行った。

大阪ノ如キハ日本天下ノ商人ノ集合地デ、世界ヲアテニシテ居ル、即世界商売人ノ集合地デ御座イマス、此ノ集合地ノ商人ガ如何ナル決議ヲシタカト云フニ、大阪ノ商人ガ商法会議場ニ於テ、「商法ハ速ニ実施ヲスベシ」ト云フコトノ決議ヲ致シマシタ、是デモ論者ハ大阪ノ如キ土地ノ商人ハアテナラヌ、矢張大臣参議ニ出入ヲスル、東京ノ商人ノ云フコトデナケレバナラヌト云ハルルナラバ、我又何ヲカ云ハンデアリマス

この発言には、大阪が日本や世界の商売人の中心地であり、その大阪の商法会議所が商法施行を決議したという大阪経済界の自負を代弁したものとなっており、東京商工会を中心とする反対派に対する痛烈な批判が示されているといえよう。

また、このような発言の他に、明治三一年七月二三日の知事赴任最初の臨時大阪府会の開場式において次のように述べている。

自分事久シク当地ニ在任シテ諸君ノ知遇ヲ得ルコト一日ニアラズ左レバ上任シタルハ今日ナレドモ諸君ト自分トノ間ノ交情ヤ已ニ浅カ

ラズ昨今始メテ他ヨリ赴任シ来タリシモノトハ全ク異ナリ故ニ自分ヲ他人視セズ諸君ニ於テ府行政上ニ御心付ノ事モアレバ毫モ御斟酌ナク御心副ヘアランコトヲ懇請ス

すなわち、大阪に長く在任し、府会議員との交流も深いので、府政について遠慮なく意見を言っただけと述べており、広く意見を聴く姿勢を示している。

このような菊池知事の下で行政がおこなわれたが、次に重点が置かれた教育と衛生について述べてみよう。

● 教 育

明治三二年（一八九九）ごろ、大阪府には小学校が四六六校あり、児童数一一九、七九〇人、就学率七七・一四パーセント（全国平均七二・七五パーセント）であった。これに対して、中学校は、北野、堺、八尾、茨木、天王寺、岸和田の六校しかなく、日清戦争以後（明治二八年）ますます盛んとなった中学校への進学志望に十分に対処できるものではなかった。また、女子の中等教育に対する進学志望も高まっていた。

これらのことを背景にして、菊池知事は「教育一〇カ年計画」を作成し、三三年（一九〇〇）二月二六日の臨時府会に提案した。この内容は長文にわたるが要約すると次のようになる。

①現在、教育の基礎となる小学校教育の普及が

著しい。これは、教育の必要性を感じて大阪府下の各市町村や府会議員が努力した結果である。また、就学児童数も年々増加している。そこで、それに伴って中等教育を充実させなければならぬ。そこで、「大阪市ニ於テ中学校ヲ一ツ、高等女学校ヲ二ツ、郡部ニ於テ中学校三ツノ設置ヲ」提案する。

②中等教育は、中学校だけに任せるだけでなく種々の実業教育（商業学校や実業学校の設置）も特に大阪府に奨励誘導しなければならない。そこで、大阪府は中学校や高等女学校などの中等教育機関を管理・運営し、実業教育施設については大阪府に任せる。何故なら、このことは「府庁ノ考ニ依テ発起シタニハアラズシテ既ニ以前ヨリモ大阪市ニ於イテハ種々ノ計画ヲシテ居」たからである。

③市立大阪高等女学校を大阪府に移管し、市内に本年度に一校と明治三五年度までに一校建設する。また、郡部では堺市立女学校を堺市立高等女学校にし、「各郡ニ於テモ同様ナモノガ出来タナラバ漸次補助ヲ与ヘテ行キタイ」と考えている。

④この「教育一〇カ年計画」を機に大阪市内に図書館を建設しようとする計画し、図書館建設費として五万円計上した。ところが住友吉左衛門氏から図書館建物一式及び図書購入基金として五万円を寄付したいとの申出があったの

で大阪府としてこれを受け入れたいと考えている。

このような、中等教育の充実、図書館建設などを盛り込んだ「教育一〇カ年計画」に対して、市部会は中学校一校、高等女学校二校の新設を可決した。一方、郡部会はそれを保留したが、後に一部変更して可決した。

この結果、明治三四年四月に市岡中学校、富田林中学校、三六年四月に四條畷中学校、池田中学校（三九年三月廃校）、三九年四月に今宮中学校がそれぞれ新設された。

また、市立大阪高等女学校は、三三年五月には市立大阪第一高等女学校に改称し、三四年四月に府に移管され、六月に大阪府立中之島高等女学校（現大手前高校）になった。

さらに、三三年四月には市立大阪第二高等女学校が開校したが、はやくも三四年四月に府に移管され、六月に大阪府立清水谷高等女学校（現清水谷高校）になったのである。

● 衛 生

明治期全体を通して、大阪府の衛生行政は感染症、特にコレラとペストの予防対策が大きな比重を占めていた。明治一〇年代から二〇年代にかけてはコレラが流行し、明治一九年（一八八六）には最大の流行となった。この流行に対して、大阪府は、検疫本部・支部、消毒所、患

者収容の病院の設置、飲料水・井戸の規制などを行い、府会もそれに伴う高額な衛生費の支出を決め、コレラの予防・撲滅に努めた。明治二八年（一八九五）十一月三日に近代的水道が完備して衛生面が向上すると三〇年代以降あまり流行しなくなった。

しかし、コレラに代わって三〇年代から四〇年代に流行したのはそれよりも恐ろしいペストであった。ペストは、ネズミとノミを媒介とし、一日から七日の潜伏期を経て、突然悪寒を覚え、高熱を発し、頭痛・めまいなどを起こして、皮膚が紫黒色に変色し死に至るもので、死亡率がコレラ以上に高かった。

明治三二年（一八九九）十一月八日に大阪市西区で初めて患者が発生した。その後、他の地域にもひろがる恐れがあったので、大阪府は、検疫部・検疫事務所・検疫委員を設置して河川、港、駅での検疫を徹底的に実施し、従業員一〇人以上の工場や学校で医師による健康診断を行うなどした。府民に対しては掃除の徹底、ネズミの駆除などを呼びかけた。

また、同年十一月二十九日の通常大阪府会において、菊池知事は、通常の衛生費の他にペスト予防費として四五、六五九円五〇銭の追加予算案を提出した。この提案理由は次のとおりである。

十一月八日に初めて大阪府でペスト患者

が発生して以来、発病者が増えており、また、発生系統の調査をしてもはっきりしたことがわからない。そのため、「以後ノ形勢ニ依テハ愈々安心油断ノナラザル場合ニナツテ来ルノデア」る。多額の費用だが、「府下百五十万ノ健康ノ為ニ」必要な予算なので、一刻も速く可決してほしい。

内容は、医師その他の検疫の費用と、安治川河口の西区天保町消毒所のそばに、船舶でペストに感染した患者等を収容する「停留所」を建設する費用である。何故なら、大阪において最も注意しなければならぬのは河口であり、もし河口からペストが入るならば、郡どちらに広がるかわからないからである。

これに対して、議員から担当する医師や検疫委員の人数とその費用、「停留所」の構造などの質問があり、その後可決された。

このように、大阪府はペストの予防対策を行ったが、大阪市内から堺、郡部へとひろがり、同年中の発病は四一人を数え、三九人が死亡した。翌三三年にも一二二人が発病し、一一八人が死亡しており、死亡率は九〇パーセント強であった。その後、明治三四年から三七年まで流行はなかったが、三八年から四三年まで再び流行し、特に四〇年は五四八人発病、五〇一人死亡という最大の流行となったのである。

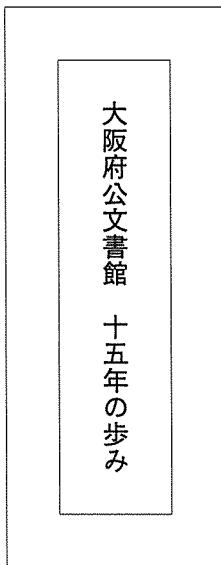
● おわりに

以上述べてきたように、約百年前の大阪府は、「府県制改正」の施行後、大阪の都市「名望」家出身の菊池知事の下で行政をおこない、教育と衛生に重点が置かれていた。

菊池知事の後、明治三五年（一九〇二）二月八日から四四年（一九一一）九月四日まで、高崎親章知事が務めた。既述したように、教育において、四條畷中学校や今宮中学校などが新設されたが、その外に、三九年四月に島之内高等女学校（夕陽丘高校）、四四年四月に江戸堀高等女学校（港高校）も新設された。また、府立中之島図書館も三七年三月一日に開館したのである。

〔参考文献〕

- ・『東区史』第五巻人物編（大阪市東区役所、昭和一四年）
 - ・『大阪府教育百年史』第一巻概説編（大阪府教育委員会、昭和四八年）
 - ・『帝国議会衆議院議事速記録』第一回議会上 明治三三年（東京大学出版会、昭和五四年）
 - ・『新修大阪市史』第六巻（大阪市、平成八年）
 - ・山中永之佑『日本近代地方自治制と国家』（弘文堂、平成一二年）
- （たかくら ふみと 大阪府公文書館）



大阪府公文書館 十五年の歩み

館所蔵)をマイクロフィルムで収集

昭和62年(一九八七)

8・19 貴重資料保護のため、帙ちぢを作成し、
収納

昭和60年(一九八五)

3・25 広報誌「大阪あーかいぶず」を創刊
所蔵資料の紹介や資料の収集、整
理、利用状況等の公文書館事業を
広報することにより、館の利用促
進を図る目的で刊行(継続中)

昭和63年(一九八八)

1・19~2・5
大阪府公報創刊百周年記念展示

11・9 ◎大阪府公文書館開館記念式典及び記
念講演会を開催

・岸昌知事、坪井一宇府議会議長、宮
本又次公文書館問題専門家研究会
長によるテープカット

3・26

大蔵省造幣局所蔵資料及び大阪市立
大学附属図書館所蔵資料をマイク
ロフィルムで収集

3・31

◎「川中家文書目録―近世の部―」
を發行
東大阪市の川中家から寄贈及び
寄託を受けた庄屋文書の検索の
便を図るための冊子目録

・講演会「歴史と資料」

講師 作家司馬遼太郎氏

8・4

一般募集により約二百人が参加

第一回公文書館運営懇談会を開催
(毎年開催)

◎「公文書・刊行物目録―明治〜昭
和22年―(第一集)を發行

◎開館記念誌「公文書館」及び当館紹
介リーフレット「大阪府公文書館」
を發行

館運営の円滑化を図るために設置
学識経験者を中心に十人以内で構
成

子目録

11・11 開館

8・19

英国国立公文書館副館長マイケル・
ローパー氏来館

平成元年(一九八九)

11・11~21

開館記念展示会「大阪府の公文書と
資料」を開催

ICA派遣使節として来日。第一
回文書館振興国際会議西日本地区
研究集会で講演

3・31 「大阪あーかいぶず特集号No.1」を
發行

昭和61年(一九八六)

10・1

小島誠住吉村常盤会理事長より近世
及び近代の資料の寄贈

7・7 大阪府統計資料(明治14年〜昭和47
年)をマイクロフィルムで収集

3・1 『太政類典』『公文録』(国立公文書

平成7年(一九九五)

- 2・27 「大阪府行政資料・刊行物目録 第四集」を発行

11・28 府会速記録(明治～昭和前期、議事事務局保管)をマイクロフィルムで

収集

12・8 開館十周年記念講演会を開催

- ・講演会「日本文化の伝統と創造―文書記録の意義―」を上映

講師 上田正昭氏(大阪女子大学学長)

・映画「日本万国博覧会開催のあゆみ」を上映

一般募集により二百人参加

平成8年(一九九六)

2・27 「内閣文庫(大阪府関連部分)」「国立公文書館所蔵」をマイクロフィルムで収集

3・29 大阪府個人情報保護条例公布

8・1 「大阪府警察統計書」(大阪府警察本部所蔵)をマイクロフィルムで収

集

8・9 中国北京市档案局訪日団が来館(八人)

平成9年(一九九七)

3・31 「大阪府行政資料・刊行物目録 第五集」を発行

5・12～6・13

企画展「『川中家文書』に見る江戸時代の冠婚葬祭」を開催

7・11 『公文雑纂(大阪府関連部分)』(国立公文書館所蔵)をマイクロフィルムで収集

8・7 羽室邦男氏より枢密院関係資料の寄託

8・25～8・29

企画展「『川中家文書』に見る江戸時代の冠婚葬祭」を府民ホール(府庁新別館南館)で開催

平成10年(一九九八)

5・11～6・5

企画展「日本国憲法制定秘話―枢密顧問官の苦悩―」を開催

11・9 第一回 古文書教室開催

平成11年(一九九九)

4・1 文書ダイエット大作戦実施(翌三月三十一日まで)

5・14 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)公布

10・25～11・12

企画展「府県制施行当時の大阪のがた―府県制施行百周年―」を開催

10・29 大阪府情報公開条例公布

平成12年(二〇〇〇)

6・1 大阪府情報公開条例施行

8・21～9・14

企画展「文書と写真でふりかえる大阪万博―記録のタイムトンネルをぬけて―」を開催

10・23、25、27

第一回 歴史資料教室開催

11・11 開館一五周年

平成一二年度 企画展をふりかえって

平成一二年八月二日から九月四日まで「文書と写真でふりかえる大阪万博」記録のタイムトンネルをぬけて」というテーマで、企画展を開催し、多くの方の御来館をいただきました。ここで改めて御礼申し上げます。

今回は、三一年前の昭和四五年（一九七〇）に、大阪の千里丘陵で開催された日本万国博覧会の誘致から開幕、開催中、跡地利用に関して、大阪府がどのような役割を果たしたのかということ、大阪府の公文書、写真、地図など、当館所蔵の資料の展示を通して紹介しました。この他、「明けゆく日本列島」総集編」（日本万国博覧会地方公共団体出展準備委員会、昭和四五年）という映画も上映しました。

展示期間中、多くの方が資料や映画を通して万博のころを懐かしんでおられたり、また、万博を知らない若い世代の方も非常に興味をもって御覧になっておられたように思われました。

今後とも、当館では、歴史資料として重要な公文書及び行政刊行物等の収集・保存に努め、今回のような企画展を通して、皆さんにとって利用しやすい、身近な公文書館となるよう努力していきたいと考えておりますので、一層の御協力、御教示をよろしく願います。

平成一二年度 歴史資料教室をふりかえって

平成一二年一〇月三日・二十五日・二十七日の三日間、当館において歴史資料教室を開催し、「古文書教室」と「歴史教室」をそれぞれ一時間ずつ行いました。

まず「古文書教室」では、初めて古文書に接するという方を対象に、当館所蔵の川中文書（江戸時代の庄屋文書）の中から年貢割付状を取りあげて古文書解読を行いました。

次に、「歴史教室」では、大阪府公報の変遷と大阪府公報を通して、昭和初期から大阪府で起きた出来事について説明しました。

両教室とも定員を上回る御応募をいただきました。多くの方々が、歴史に対して非常に興味を持っておられるということを知ることができました。

このような歴史資料教室を通じて、様々な歴史資料に興味をもっていただき、その歴史資料から知り得たことが、何かに役立つことを望んでおります。また、その歴史資料を長く世代を越えて伝えていくことの大切さを御理解していただければと思っております。

なお、今年度もこのような歴史資料教室の開催を予定しております。

利用案内

■閲覧時間

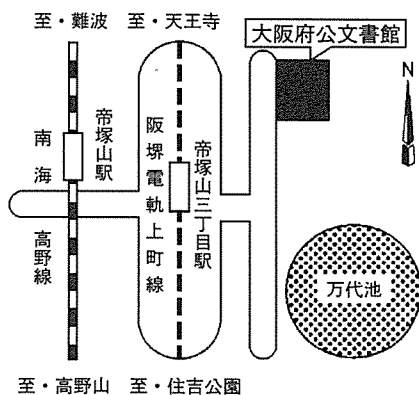
・月曜日～金曜日 午前9時15分～午後5時

■休館日

・土曜日、日曜日、祝日及びその振替休日

・年末年始（12月28日～1月4日）

・毎月末日（土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日）



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山三丁目（徒歩3分）
南海高野線帝塚山（徒歩6分）

大阪あーかいぶず 第二十八号

平成十三年四月十二日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪市住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六六七五―五五五―
FAX 〇六一六六七五―五五五―
印刷 大阪府営印刷所